

一般質問

九月定例会の一般質問は、十三日、十四日に行われました。
この二日間で、十四名の議員が登壇し、市政の各分野について、二十四項目にわたり、質問を行いました。

広域行政について

神 朗博 議員

問 分権時代のあり方についてはいろいろな考え方があるが、市民から信頼される自治体でなければならぬ。市が今後具体的にどのよう改革を進めていくのかということになると、議会と執行部の考え方がかみ合っていない。広域行政について次の三点を質問する。

答 ①広域行政を進める上での基本的な考え方について。特に近隣市町との関係や今後、春日市がどのような課題で広域の関係が必要と考えるのか。
②ごみ問題についての新聞報道に対する受けとめ方について。
③福岡市からの協議会加入の要請について、南部清掃工場に限定した協議会であったので、お断りしたことの意味について。



南部清掃工場（下白水）

政治姿勢について

北田 織 議員

問 一 市長答弁は市長の政治理念、政治哲学であり、市政運営上最も重要である。

①昨年十二月議会での消防署建設に関する同僚議員の一般質問において、百八十度違う、矛盾した答弁がなされているが見解を問う。
②議員に対する逆質問、高圧的態度または誹謗中傷と受け取れる答弁があるがどうか。
③議会は言論の府であるが、発言について政治的・道義的責任は問われると考える。市長の憲法第五十一条の解釈と見解を問う。

答 一 ①他の議員の質問を取り上げて、第三者の立場の議員が質問することは、一般質問

になじまない。当該質問者が一切触れていないことに答えることは、当該質問者に対して失礼になるので答弁は控えさせていたたく。

②質問趣旨と回答内容とのそごをなくすために、できるだけ質問内容の正確な把握に努めている。また、答弁に当たっては、質問趣旨を踏まえた上で国や本市の状況を把握し、できるだけ具体的に、かつわかりやすい表現で責任を持って答えるよう心がけている。

③国会議員に限定したものであり、地方議会議員や市長等執行機関には免責特権は適用されない。
二 詳細に事実関係を調査して、適切に対処していきたい。

市長の執行姿勢について

藤井 俊雄 議員

問 ①就学前の保育事業は、経済状況下潜在的待機児童が多

数おり、保育時間延長など子育て支援として、保育園新設の早期実現を望む。
また、学童保育も、連合会や各

クラブの役員、指導員への負担が厳しく、定着が難しい現状があり、人的支援等考える必要があるがどうか。
②今後のまちづくりは、お互いの心を復活させNPOを活用し、人々が、人や社会の役に立ちたいという精神的な代償、生き甲斐、やり甲斐を大切に地域社会を形成しなければならぬ。また、手段としては、市町村合併が急務であり、八月に国より二度に渡る合併促進の具体的提示があり、これは、国の実質的最後通告とも取れるが市長の考えはどうか。

答 ①本市における学童保育は、保護者が主体的にかかわり、限られた予算の中でより効果的な運営に努めていただいている。毎年、学童連合会役員とクラブ舎の視察を行い、率直な意見交換を行っている。課題も共有化しており、可能な限り児童センターの職員の参加により支援してまいりたい。

②本年八月に総務省自治行政局から「合併協議会の運営の手引」が送付され、その中に、合併へ向けての二十二月月のスケジュール案が示されており、合併は真に住民のためのものであることを十分認識している。合併特例法の期限の見きわめも大切であるが、市民にとって不利益にならないように対応していくことがより大切と考える。

環境行政について

金堂 清之 議員

問

市街化調整区域の東浦・西浦地区では、産業廃棄物や建設残土の不法投棄による環境悪化が進んでいる。これが改善対策を行うため、本年度春日市と那珂川町に担当事務局を置き、全面支援するとの約束のもと、地元地権者、関係者で組織する東浦・西浦地区環境改善対策協議会へ事務が全面移管されている。

しかし、法律の壁や実態的な許可・許認可権を持つ県当局の消極的と感じざるを得ないこれまでの対応を考えると、果たして協議会だけで解決できるのか、はなはだ疑問である。

そこで、東浦・西浦地区環境改善対策について、どのように具体的に行政としてバックアップし、解決されるのかお尋ねしたい。

答

東浦・西浦地区は、建設残土の不法投棄、廃自動車の放置等、環境が悪化してきた。行政としても関係機関に対し再三改善、中止の行政指導を行ってきたが、いまだ解決していない。協議会が設立され、行政としても県に対する陳情の随行、協議会の役員に対する案内状の配付、議題の説明、議事録の作成、その他事務的なもの



東浦・西浦地区の廃棄自動車

のを支援しており、さらに、本年六月に筑紫野警察署、筑紫保健所、福岡県監視指導課、治山課、都市計画課、自然環境課、那珂川町の参画による東浦・西浦環境改善研究会を発足させ、法的な規制や、打開策、現地調査を行い、それぞれ行政の役割分担の中で行政指導を行っており、今後はさらに、環境的側面から支援していきたい。

省エネについて

古賀 恭子 議員

問

この夏の猛暑の中、市役所では、二酸化炭素削減を目的にエコオフィスプランで室内温度を二十八度に保ち、節電を行っている。その一方で市内公共施設内に設置されている自動販売機は人



省エネ型の自動販売機設置などが求められた

つ子一人いない閉館後も、利用者がいる開館中と同じく通電していることは矛盾してはいないか。この自動販売機が二十四時間稼働すれば自販機が消費する電気量は五千円を下らない。

答

本市では、本年三月に環境の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる「弥生の里・かすが環境プラン」を策定した。

この具体的な取り組みの一つとして「エコオフィスプランかすが」

設置業者と調整をし、ぜひ省エネタイプに変更し、台数も削減できるとはしていただきたいがどうか。

環境問題について

塚本 良治 議員

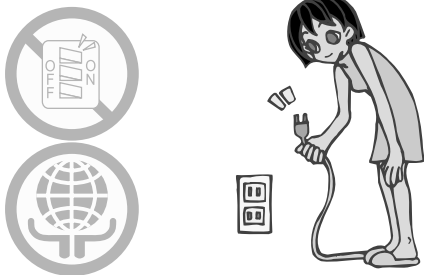
問

これからの環境整備は「循環型経済社会システム」を構築していかねければならない。その観点から次の五点を質問する。

- ①「食品リサイクル法」が施行されたが、食品関連業者などにどのような対応・指導をされるのか。
- ②現在、生ごみを可燃ごみとして処理しているが、「資源」として分別収集するつもりはないのか。
- ③古紙回収は、市民に定着したりサイクル活動の一環である。回収業者が値上げしても、市民に還元している利幅を、現在より下回らないよう要望する。
- ④東浦地域の不法投棄問題の対策はどうなっているのか。
- ⑤ごみ問題は、広域的視野に立って考えなければならぬ。近隣他市と、どのような共同歩調をとっていかれるのか。

答

①現段階の対応としては、施設等の照会や収集運搬事業者等との調整に努力したい。②実施方法や取り組みには幾つかのアプローチもあり、経費や実効性等も十分研究していきたい。③回収団体の報償単価としては他団体に劣るものではない。今後については回収方法を工夫して、回収量を増やす取り組みをしていただきたい。④地権者、関係者の有志の方々による東浦・西浦地区環境改善対策協議会が設立された。今後は地元と行政が一体となって環境改善に向けて邁進していく。⑤環境行政はもとより、あらゆる行政課題の解決に当たっては、共同で取り組む方がより効果的であると考えている。



防災コンコン

古川 詳翁 議員

問

①春日市地域防災計画書の内容は立派だが膨大である。災害発生時には計画を見ながら行動はできない。防災計画の普及・熟知をどのように実施するのか。新防災計画ができて以来の防災会議の開催数と参加者はどうか。

②防災訓練は大別すると、実技・実動訓練と意思決定訓練に分けられる。阪神淡路大震災の例から意思決定能力向上を目指した訓練を重視すべきである。従来の訓練の不十分さに気付いた一部の自治体では、自衛隊の図上訓練に学んでいる。春日市には高度の能力を有する第四師団、西部航空方面隊が所在しており、図上訓練のねらいや効果、さらに具体的な実施要領について指導を受け、実施時に助言をいただいてはどうか。

答

①防災会議では、危険箇所の周知及び連絡調整を図るとともに、より実効的な防災計画であるか審議していただいている。委員構成は、指定地方行政機関、自衛隊関係、福岡県、福岡県警、消防関係、ライフライン関係及びその他医師会等の十九名で、これまでに四回開催している。②行政の責務として、市民の生命、財産

を守るため、図上訓練を含む研修会等が必要不可欠である。自衛隊の高度な図上訓練知識の指導を受ける訓練も必要と考えているが、まずは、市内の十七地区で設立されている自主防災組織の強化や、リーダー育成等を重点とした訓練が大切であると考えており、ご指摘の件は、防災会議に諮り意見を聞いてまいりたい。



春日市総合防災訓練 (平成12年11月)

消防署跡地の今後の土地利用について

岩切 幹嘉 議員

問

平成五年にJR春日駅前にあった消防署が、春日公園前に移転した後に残された跡地が、

実際の活用もされないまま、今日に至っている。

公共用地は市民の一人一人の貴重な財産である。行政として当然市民に何らかの利益を生むために活用していく責務があると考えますが、この敷地内に当初、ホテルを建設する予定があり、結局実施されず、その後JR春日駅周辺再開発構想としてのビル建設計画もすぐに白紙に戻された。計画の根拠はどこにあったのか。現在のどのような土地利用計画があるのか、また、活用されていない遊休地は市内にどのくらいあり、その活用計画はどのようになっているのかお尋ねする。

答

平成六年度に本市に不足している宿泊施設、いわゆるホテルを核とした複合施設計画を策定したが、バブル経済崩壊後、民間活力の導入がうまくいかず、平成十一年度に終止符を打った。その後、橋上駅舎と一体的利用が可能な保育所や店舗を中心に据えた再開発事業の方法を探したが、財政負担を勘案し、計画の凍結を判断した。今後の利用計画については、市民ニーズに立脚した必要な施設を模索し、整備計画を定めていきたい。遊休地は消防署跡地を除き二百平方メートル以上の土地が六件あり、代替地として保有する土地が三件、売却処分する土地一件、活用方法について検討すべき土地は二件ある。



消防署跡地 (JR春日駅前)

道路行政について

友廣 英司 議員

問

①春日市を南北に縦走する県道三十一号線(通称五号線)は、市内で最も車の渋滞がひどく、市民生活に大変不便をきたしている。県道三十一号線は北の都市圏と南部の産業都市を結び、唯一つなげた南北の大動脈として、利用度の高い道路であるが、宝町交差点から北へ約二キロメートルの区間が狭く渋滞が恒常化している。県主体の事業であるが、早期に整備促進を敢行することで、沿線や地域の活性化が大いに期待できるのではと考えるがどうか。

②光町交差点は、JR春日駅千歳踏切のオーバークロスが開通し、県道三十一号線への流出入の頻度も多くなり、さらに渋滞に拍車がかかっているが、光町交差点整備の取り組みについて問う。

答

①福岡と鳥栖とを結ぶ道路を地域高規格道路の候補路線として指定されたが、採択には課題が多い。このため現計画の幹線道路を効果的に整備促進するため、南北軸、横断軸の二路線の整備を促進してきた。このような状況から、県道三十一号線の取り組みについては、現計画での整備促進を国や県に向けて強く要望していきたい。

②平成十二年度から光町交差点改良事業の検討を行い、県を初め関係機関と協議を進めてきたところ、来年度から国の補助事業として採択される見込みとなった。今後も地権者を初め関係機関等と十分な調整を図りながら、平成十八年四月一日の交差点供用開始に向けて鋭意努力していきたい。



光町交差点

市民参加を推進する まちづくり条例制定 について

船越 妙子 議員

問 三月に春日市の都市計画の基本方針を示すマスタープランが市民参加の下で三年を要して完成し、「まちづくり条例の制定」の記載もある。条例に先行して桜ヶ丘自治会では、まちづくり委員会を発足させ、「自分たちのまちを自分たちで考えよう」と活発に活動している。土地利用など地区住民の暮らしと財産にかかわる問題は行政主導ではなく、住民自らの発意と合意がないと解決しない。このような活動を広げ、行政頼みではなく、住民主導の提案型まちづくりを推進するため、次の二点を問う。①まちづくり条例を

制定し、住民の活動を側面から支援する体制を早急につくる必要があると強く思うが、市長の考えは。②制定に向けての具体的な日程は。

答 ①桜ヶ丘地区まちづくり委員会に対しては、市担当職員や県まちづくりアドバイザーの派遣など、人的支援を行っているが、今後、全市的に普及させるためにも、支援のあり方等を制度化する必要がある。

モデルケースとして、当委員会の取り組みや全国の先進事例を踏まえながら、まちづくり条例の制定も含めて、本市にふさわしい支援のあり方を研究したい。

②昨今の市民活動は、福祉、教育、生涯学習、まちづくり等、幅広い分野に及んでいることから、市民活動の支援策については、総合性と一貫性を持って展開していく必要がある。まずは支援施策全体の整備と方向づけを行い、来年度中には研究に着手したい。

都市景観行政について

金堂 清之 議員

問 昨年度実施された、ため池堤防漏水調査では、白水大池堤防の四方所から漏水が、同じく整理池についても漏水が著しく災害時の危険度が高いとの報告であ



白水大池公園

る。この二つのため池においては「白水大池公園整備事業」と「のぼり窯体験広場整備事業」で堤防に負荷がかかる形質変更工事が行われたことの起因が一番大きいのではないのか。防災管理、民生安定の面から早急に堤防改修工事に着手する必要があると考えるがいかがか。ため池の維持、改築については一割の工事負担金が必要となるが、「白水大池公園」や「のぼり窯体験広場」は、ため池と一体となった春日市民共有の財産である。行政の責任で整備保全することが適切だと考えるがいかがか。

答 ため池の主な目的は、かんがい機能であり、この農業用施設の改築、改修等に伴う事業については、春日市農業用施設管理条例に基づき、農業用施設の工事費の一部を受益者から御負担いただくものである。堤防の漏水につ

いては、内容の性質上早急に改修を図る必要から、現在策定中である第二次実施計画に計上し、予算化を図りたいと考えている。両ため池が市民に水と緑の空間を提供し、広く市民に利用されていることも十分承知している。白水大池については、都市公園として位置づけられている特殊性から受益者負担金については、今後関係水利組合と協議しながら研究してまいりたいと考えている。

天田踏切交差点改善に 向けてのその後の進捗状況

岩切 幹嘉 議員

問 平成十一年十二月議会の一般質問において、この交差点の改善の必要性を訴えその後、右折経路の変更は実施されたが、まだ根本的な解決には至っていない。特に最近、踏切横にマンションが建ち、車の出入りも重なり、さらなる渋滞、さらなる危険性も予想される状況になってきている。

前回の答弁では、信号機の設置に関して、交差点の改善が必要であり、そのためには春日公園の一部の改善も必要であるとの認識から、県に要望活動を続けていくとの内容であったが、約二年が経過している今日まで、具体的にどのような要望活動を行い、どのよう

な回答を得て、現在改善に向けてどのような進捗状況かお尋ねする。

答 改善に向けた交差点改良計画を数案作成し、関係機関である筑紫野警察署と再三にわたり協議を重ねてきた。その中で春日公園の用地を一部改良して道路とする方法については踏切側から信号設置予定箇所までのスパンが短いとの指摘を受け、協議を進めているところである。この協議が整いつつ、春日公園担当課との協議も実施したい。昭和五十三年に都市計画決定がされた時点において、天田踏切は一方通行の道路であり、交通渋滞になるという想定までしていなかったのが現状である。交差点改良のためには五億円ほど予定、計画しているが、補助対象事業ではないというのが大きなネックになっている。



天田踏切交差点



同和行政について

村山 正美 議員

問 総務省地域改善対策室は、同和行政について特別対策の法令上の根拠がなくなることから、一般対策への移行を指示している。

この時期に従来の悪習を断ち切り、同和行政を一切廃止すべきである。そこで、

- ① 部落解放同盟の行政交渉に応じないこと。筑紫地区同和对策推進協議会を解散すること。
- ② 同和団体への補助金を廃止すること。
- ③ 同和の研修会に職員、教員、住民を動員しないこと。
- ④ 市立の小・中学校で同和教育を行わないこと。春日市同和教育研究会を解

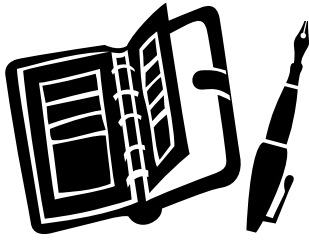
散すること。以上を要求するが、市長、教育長の明確な答弁を求め

答 ① 部落解放同盟との団体交渉については、行政の主体性など今日の課題を踏まえながら取り組んでいきたい。筑紫地区同和对策推進協議会については、当面は筑紫地区に共通する諸課題の連絡調整の場として考えていきたい。

② 団体への補助金のあり方については、筑紫地区同和对策推進協議会において協議していきたい。

③ 職員等の派遣のあり方については、人権教育啓発推進法の趣旨を踏まえながら検討していきたい。

④ 人権教育啓発推進法の趣旨を踏まえ、今後とも全教科、全領域で人権意識の高揚に努めていく。同和教育研究会は、職員の任意の団体で自主的に運営されており、会の活動や会への加入などについても一切強制はしていない。



発達障害児への

地域支援対策について

長能 文代 議員

問 昨年六月に全児童を対象にした発達相談アンケートが実施されている。この調査とその後

の相談活動には「春日市発達障害地域支援研究会」の方たちの献身的な協力がなされている。調査後、



答 追跡調査については保護者の意見及び要望を把握するとともに、その後の問題発生など、経過観察を行う必要から実施していく。さらに、研究会の意見を参考に事後調査を行ってまいりたい。市民活動への支援を図ることの重要性は認識しているが、特別

な教育支援を必要とする児童・生徒への対応については、学者間においても見解が異なり、様々な問題が提起されている。福祉ボランティア活動に対する助成についてはボランティア連絡協議会を窓口とし調整させていただいている。近年の特殊教育をめぐる状況の変化に対応できるよう、教育委員会だけでなく、福祉、保健、医療などの関係所管との連絡協議を充実させ、教職員の研修にも対応していく。

ボランティアセンターの設置について

前田 俊雄 議員

問 平成十年十二月定例会においてボランティアセンターの設置について執行部より、コミュニティ支援計画策定の中で検討したいとの答弁を得ている。その後について市長に二点お尋ねしたい。

① コミュニティ支援計画策定委員会の議事録を読むとボランティア支援については全く議論されていない。一方、生涯学習まちづくり計画でNPO支援センター整備方針が出されているが、今後の策定委員会での議論にどうかかわり、結論との整合性をどう考えるのか。

置いた言葉で、NPOは団体に視点を置いた言葉であり、当然、支援のあり方も違う。生涯学習まちづくり計画策定において、ボランティア支援をどう考えたのか。

答 ② 生涯学習まちづくり計画では、NPO支援センター構想において個人ボランティアについては詳しく触れていないが、個人ボランティアの育成、支援を包含したものである。コミュニティ支援計画との整合性については、コミュニティ支援計画策定の中で、NPO支援センターがよいのか、ボランティアセンターがよいのかを検討したい。また、ボランティアへの具体的な支援方策についても再度検討したい。

生涯学習まちづくり計画においては、これから策定する行動計画の中で十分に取り組んでいく。また、コミュニティ支援計画においては、遅れてはいるが今年度中を目途に進めていきたいので、その中で検討したい。



介護保険について

古賀 恭子 議員

問

介護保険の認定を受けても利用料の1割負担額が過重なため、介護保険サービスを利用しない人がいる。介護保険施行以前は、福祉用具は無料貸し出しだったのに有料になった。介護保険は不便という方たち。本来介護保険は介護が必要な方を少しでも自立に近づける目的のものが現実ではそうでない状態があり、これらの現状をどのように考えるか。

答

③家事援助と身体介護の区別がつけにくく、介護メニューの見直しのための対策と、体験介護利用のシステムを考えてはいかかがか。

①介護保険で自立となった方や、認定を受けられないが福祉用具が必要と判断できる方に対しては、基本的には介護保険制度に合わせ一割負担により実施している。

②未利用者への対策については、在宅介護支援センターや民生委員とも協議しながら、今後も対応を検討してまいりたい。

③事業の円滑な実施を図るため、利用者アンケート調査、市内サービス事業者調査などを行い、実情の把握に努め、これらの状況をもとに国に要望しており、今後も国に現状を伝えるよう努力する。体験介護利用のシステムは、制度上、非常に難しい問題だと思う。一つの意見として考えさせていただきます。



福祉用具の無料貸与などが求められた

国民健康保険事業

12月12日

村山 正美 議員

問

憲法は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とし、この具体化として現在の国民健康保険法が制定された。

答

現行の保険制度は皆保険であり、そもそも負担能力のない人の存在を含んで成り立っているが、国の制度改悪で、国保税の増税、滞納の増加、滞納者に対する制裁措置が義務化されている。

本市でも今年九月現在で短期保険証が一千九百六十件、資格証明書が三百二十五件交付されている。資格証明書では、医療費の全額を一たん負担しなければ医療が受けられない。医療の改悪に反対するとともに市独自で国保税の減免制度を充実すべきだがどうか。



国保税の減免制度の充実などが求められた

答

資格証明書の交付対象者の付与通知を出している。また特別事情の届け出や弁明書を提出された方については、必要な医療を受ける機会を制限することで、病気の重なりが重症化したり、生活をさらに困窮させることのないよう慎重に判断している。

文化財行政について

金堂 清之 議員

問

のぼり窯体験広場の活性化については、この遺産に多くの市民が親しみをもち、関心を高めながら自分たちの生活の中で地域の歴史と空間を共有しているという実感が持てるような活用・活性化方を開拓する必要がある。

①のぼり窯体験広場には閑古鳥が繁殖しているが、なぜ、そうなったのか。その原因は何かをお尋ねしたい。

②お宝をまちづくりを生かし、例えば『今よみがえる古代のロマン、幻の上白水廃寺と世界文化遺産「法隆寺」』などとシンポリックに宣伝する等専門家と市民による、のぼり窯体験広場活性化計画の策定と具体的行動計画の策定が緊急な課題と思うがいかがか。

国民健康保険財政の安定を図るため、保険税や地方負担の増加を招かない国庫補助制度の確立や医療保険制度の抜本的改革を早急に行い、長期的な安定運営ができるように、県、市長会等を通じて国に強く要望している。

平成十四年度に医療費制度の抜本的改革が予定されており、その状況を見ながら適正な保険税の見直しを行っていききたい。

答

平成四年度に開設したのぼり窯体験広場ですが、平成十年度に隣接地に高層マンションが建設されたため、まきを炊いたのぼり窯体験学習ができなくなったことが利用者の減少の大きな要因の一つである。現在、文化財遺物や遺跡の保存を図るため、文化財指定を認定する考古部会や歴史部会等の専門部会を設置し、文化財保護の推進に努めているところである。

のぼり窯体験広場の活性化には、陶芸室の増設や敷地内の有効利用による駐車場の確保など、多くの課題がある。これらの問題解決のために、春日市遺跡保存活用指針を本年度中に策定する予定であり、当面これを活用し、文化財保護推進に努めてまいりたい。



のぼり窯体験広場(白水ヶ丘1丁目)

教育行政について

古川 詳翁 議員

問

① 文部科学省は全国の小・中学校一千校の学力向上指定校を選定、できる子を伸ばす政策に取り組むことを決めた。指定校では定員以上の教員を配置した上に習熟度に合わせた少人数授業、専門家を非常勤講師に招く、専門教員が担当する教科担任制が導入される。春日市の児童・生徒の能力向上に有効であり、指定を受ける努力をしてはどうか。

② 文部科学省は本年度一部で進めている奉仕体験活動を、来年度全国の四千校の小・中学校並びに高等学校に拡大し、将来の実質的な義務化に向けたいとして、教育長の対応について尋ねる。

③ 子供たちに自然の中につかせる体験をさせるために自然塾等の紹介、推奨をしてはどうか。

答

① 文部科学省の「学習向上フロンティア事業」(仮称)については、その指定を受けるか否かは、条件面など不明な部分もあり、今後とも国の動向を見守りながら的確に情報収集を図りたい。

② 各小・中学校においては、市のクリーン作戦で地域と一体となった活動や、中学校においては職



場体験活動によって保育所や老人ホーム、さらには図書館の整理などボランティア活動を実施しており、これらを補完しながら法改正の趣旨に沿って各学校の独自性を尊重しながら対応したい。

③ 子供たちの発達段階に応じて、体験活動、集団活動のあり方や施設の活用法等自然塾の件を含め、子供たちの豊かな体験活動が行われるように支援してまいりたい。

教育行政について

武末 哲治 議員

問

(仮称)第十二小学校基本調査検討委員会について、次の二点をお尋ねする。

① 第一回検討委員会で、教育委員会は「分離新設校は市で決定、市議会の承認を得ている」と説明

され、委員の方は分離校建設は決定していると思つたそうである。議会では検討委員会の調査費三百万円のみを議決しているがどういうことか。

② 春日市の児童数は平成三年の八千二百四十四人をピークに、平成十二年の児童数は七千五百七十五人で六百九十九人少なくなり、減少傾向であるが、教育委員会は検討委員会において、「全国的に少子化の中、春日市の児童数はまだまだ増加傾向にある」と説明されたそうだが事実か。

答

① 本年三月議会において、(仮称)第十二小学校基本調査業務委託料の議決をいただいたので、当然分離校の建設計画についても承認いただいたものと考えた。

建設用地の購入費、施設の建設費など、その都度議会に提案し、議決をいただく。

公の施設の位置及び管理に関する条例の一部改正をお願いし、条例に規定してから、学校の名称、位置及び開校の時期等が確定する。これらの手続の前に新設校建設を議題として議会に諮ることはない。

② 最初の検討委員会で、これから検討をお願いする春日西小学校を中心とした本市西南部地域において、今後当分の間は児童数の増加が見込まれることを想定してお話した。



春日西小学校

学校教育の基本計画について

前田 俊雄 議員

問

私は、「教育施設を考える前に、まず春日市の子どもたちをどのような方向に育むのか、そのためにはどのような教育をするのか等の大きなビジョンを作るべきであり、その上で、その教育の達成のために施設整備はどうあるべきかを考えるべき」と考える。その意味で、平成十二年九月定例会において、教育委員会に対し、学校教育に関する基本計画書がないことを指摘させていただいた。

それに対し、教育長より、「十二年度中には策定を完了し、市議会に報告したい」との答弁を得ている。しかし、現時点においてその報告を聞いていない。そこで、教育長にこれまでの進

捗状況と今後の予定、完成のめどについてお尋ねしたい。

答

昨年四月、所管に対し学校教育施設整備計画の策定を指示し、九月時点において計画の大方の素案ができた。その素案をもとに協議を進めていく中で、施設整備等の計画の前に、教育委員会の基本理念とも言うべき総合的な計画が必要であり、この総合的な計画のもとに施設整備等の個々の計画は別に策定すべきと考えた。

また、総合的な計画とする場合、教育行政全般となると内容が膨大となるため、まずは、学校教育についての計画を策定することにした。そこで、策定中の計画を学校教育基本計画に変更し、施設整備計画については、別途基本計画と平行して策定を進めている。

基本計画書については十月中にはお渡しできると考えている。



学校教育行政について

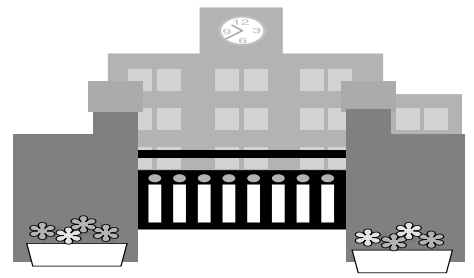
舩越 妙子 議員

問

(一) 小・中学校間で過大規模校と他校との教育環境格差が大きすぎるのは問題。大規模校の施設利用度は低く、規模に比例して一クラスの数は増え、平均三十六人以上。先生の指導も行き届きにくく不公平。①教育長は格差が大きい実態をどう認識しているか。過大規模校の基準とその数を問う。②分離までの格差は正措置として人的配置をすべきだがどうか。(二) 保護者負担軽減のために。①学校徴収金平均額はいくらか。②「かずのおけいこ」は公費負担してはどうか。個々に(五百三十七個)記名のため譲ることもしづらく、もつたいない。当面りサイクルシステムを検討してはどうか。③県マニユアルを参考に校内学校徴収金検討委員会を作る指導を。

答

(一) ①教育環境格差が生じているのは十分認識している。春日西・春日小を母体校とした(仮称)十二小学校の分離新設を要望し、現在、新設校用地の選定を委託している。過大規模校の基準は、学校建築の国庫補助取扱説明書の中に、三十一学級以上と規定されている。②財政的に厳し



いが、平成十四年度の国の補助事業に採択されるよう、これらを視野に市単独の教員配置について研究していきたい。(二) ①中学校では年額五万一千円、月額四千二百五十円、小学校では年額五万四千円、月額四千五百円である。②各学校と連携し、部分購入、お譲り等を含め検討していきたい。③学校への権限委譲についても検討し、内容を精査していきたい。

生涯学習の推進と地区

公民館の整備について

長能 文代 議員

問

七月に提示された生涯学習まちづくり計画によると、「地区の生涯学習の拠点を地区公民館に位置づけ、生涯学習の推進に合わせて整備する」としている

が、地区公民館の再整備は当初の計画より大変遅れている。①早急に再整備を進めるために、各地区公民館の実態調査を行い、整備計画を示してほしい。②生涯学習に伴う公民館の維持管理費については、新たな補助制度をつくるべきではないか。③生涯学習を専門的に系統的に進めるためには、中学校区を基礎単位とした分館を設置し、公民館主事の配置を行って各地区の生涯学習推進委員さんへの助言やアドバイスをを行うべきではないか。

①再整備までの期間が長くなれば、さまざまの劣化現象が生じてくるのは当然である。当面現行の考え方を堅持しながら、緊急整備が求められるものについては、機動的に対処できるようにすべきであると考える。整備計画については市長部局とも協議しながら策定を進めてまいりたい。

問

本市における生涯教育、社会教育の拠点が「旧文化会館」から「ふれあい文化センター」に移行し、市内外の多くの方々に親しまれているが、生涯教育としての「ふれあい文化センター事業」と「中央公民館事業」は、それぞれの役割が違うのではないか。過去には、文化会館事業として、担当職員が参加市民と一緒に企画や活動をし、お互いに教養を深めながら、餅つきや同世代が夜を徹して語り合うなどし、次代を担うリーダー育成の場であるなど、手作りによる暖かい事業があった。時代の変化や施設が整っていく中で、職員は規則の整備等で以前のような関わり方はできないようであるが、現在の中央公民館の状況と今後の役割や方向性について伺う。



地区公民館の再整備などが求められた

②厳しい財政運営の中で、補助金の見直しが求められている折りでもあり、新しい補助制度を設けるべきか、既存の地区公民館運営補助金を見直すべきか、慎重に検討してまいりたい。③現在、社会教育委員会議の中でも、地区公民館の活性化について議論中である。今後施策立案の過程で大いに参考にさせていただきます。

春日市中央公民館

について

藤井 俊雄 議員

問

生涯学習基盤の核と言われ

答

る公民館では、幼児から高齢者まで生涯各期の学習者を対象とし、魅力ある学習メニューづくりに努めてきた。また、生涯学習機会としての公民館は、学習相談、学習情報の提供、学習機会の拡充に努め、学習効果が高まるような学習方法等の導人が強く求められている。今後の方向性としては①社会人を対象としたリカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④現代的、今日的課題に関する学習機会の充実等があげられる。中央公民館内外での学習活動の中で、仲間づくりや生きがいづくり、生涯学習のまちづくり、地域づくり、家庭づくり、人づくりの醸成に取り組んでいきたい。



中央公民館(旧文化会館)